

第34回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成26年4月7日

上富良野町農業委員会

第34回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成26年4月7日（月） 午後3時00分から午後4時25分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第4号 土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出について
- 日程第9 議案第5号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後3時00分） （着席）

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第34回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
2番 三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

三好委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第34回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、12番 青地 修 君、1番 長谷川裕見 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。報告第1号朗読。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
島津地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(賃貸借、所有権)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成26年4月7日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所21番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。諮問第1号 所21番について、補足説明いたします。

3月3日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○○線○○号の田となります。これまで○○○○さんが賃貸により耕作しておりましたが、期間満了の再処分で今回売買となりました。10a 当たり 200,000 円で決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 2 1 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 2 2 番、2 3 番、2 4 番について、提案に関する補足説明を願います。
「1 0 番 石橋信次 委員」

石橋委員 1 0 番 石橋です。諮問第 1 号 所 2 2 番、2 3 番、2 4 番について、補足説明いたします。

3 月 8 日に東中（東部）地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで開かれ、売買 3 件の利用集積が成立いたしました。

所 2 2 番、出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、○○○○さんの離農に伴い農地を全部売買となりました。これまで、○○○○さんが賃貸により耕作しており、今回の処分により売買となりました。10a 当たり田が 140,000 円、畑が 100,000 円で決定しております。

所 2 3 番、出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○線○○号となります。○○○○さんの規模縮小に伴い、隣地を所有・耕作している○○○○さんと今回売買となりました。10a 当たり畑 100,000 円で決定しております。

所 2 4 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○さんの宅地付近、○○線○○号となります。これまで○○○○さんが賃貸で耕作しておりましたが合意解約され、今回再処分による売買となりました。10a 当たり田 190,000 円で決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 2 2 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 2 3 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 2 4 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 2 5 番について、提案に関する補足説明を願います。
「9 番 岡和田淳 委員」

岡和田委員 9 番 岡和田です。諮問第 1 号 所 2 5 番について、補足説明いたします。

3 月 1 7 日に日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、
売買 1 件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は
○○○○の北側となります。賃貸借期間の満了に伴う再処分により、今回売買となりま
した。10a 当たり田 130, 000 円で決定しております。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所25番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所26番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。諮問第1号 所26番について、補足説明いたします。

3月25日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 美瑛町の〇〇〇〇さん、受け手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの実家宅の隣となります。これまで〇〇〇〇さんが賃貸により耕作しておりましたが、〇〇〇〇さんの離農に伴い今回売買となりました。10a 当たり田 50,000 円、畑 90,000 円で決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、所 2 6 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 4 「諮問第 2 号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第 2 4 条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇
委員の退席を求めます。
(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

諮問第 2 号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第 2 号について、ご説明いたします。
東中（第 3）地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定（賃
貸 1 件）についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基
盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積
計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成 26 年 4 月 7 日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各条件を満た
していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。諮問第 2 号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第 2 号 所 2 7 番について、提案に関する補足説明を願います。
「1 0 番 石橋信次 委員」

石橋委員 1 0 番 石橋です。諮問第 2 号 所 2 7 番について、補足説明いたします。

3 月 8 日に東中（第 3）地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一む
で開かれ、売買 1 件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地
は〇〇〇〇さんの宅地付近となります。これまで〇〇〇〇さんが賃貸で耕作しておりま
したが合意解約され、今回再処分による売買となりました。10a 当たり田 190,000 円で
決定しております。

石橋委員 慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所27番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第2号 所28番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 岡和田淳 委員」

岡和田委員 9番 岡和田です。諮問第2号 所28番について、補足説明いたします。

3月17日に日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○付近、○○○○さんの宅地の隣となります。賃貸借期間の満了に伴う再処分により、今回売買となりました。10a 当たり田 150,000 円で決定しております。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所28番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

議 長 日程第5 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成26年4月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 1番 長谷川です。議案第1号 1番について、補足説明いたします。

出し手 美瑛町の〇〇〇〇さん、受け手 美瑛町の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇〇〇の近くとなります。〇〇〇〇さんの離農に伴い、今回売買となりました。10a 当たり畑70,000円で決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。議案第1号 2番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 同じく○○線○○号の○○○○さん、
○○○○さんは高齢であり、息子の○○○○さんへの生前贈与を行うため第3条での贈
与となりました。(※相続時精算課税制度)

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番、4番、5番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。議案第1号 3番、4番、5番について、補足説明いたします。

3番 出し手 美瑛町の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの宅地横となります。〇〇〇〇さんが同じ地番の隣部分を賃貸で耕作しており、今回この部分も賃貸をすることとなりました。10a 当たり田 6,000 円で決定しております。

4番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、息子の〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴い、使用貸借となりました。

5番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、息子の〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴い、使用貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 6番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。議案第1号 6番について、補足説明いたします。

出し手 旭川市の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇線〇〇号となります。賃貸期間満了に伴う再処分により、これまで耕作していた〇〇〇〇さんが継続して賃貸することになりました。期間10年の年間5,000円で決定しております。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 「議案第2号 農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成26年4月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実

事務局 許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 7番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。議案第2号 7番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○線○○号となります。隣接地を所有・耕作している中沢さんと賃貸期間10年の年間10,000円で決定しております。

慎重審議をよろしくお願いたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○ 委員 着席)

議 長 日程第7 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成26年4月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、都市計画用途地域内の第3種用地であり、一般住宅建設のため、転用計画
に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してご
ざいますのでご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

※農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定

農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について
は、その議事に参与することができない。但し、この案件については、〇〇〇〇委員の
母親であるが、同居の親族ではないため、議事参与の制限の規定には該当しない。

三好委員 5番 三好です。議案第3号 1番について、補足説明いたします。

所有者 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、所在地は
〇町〇丁目の駐屯地付近となります。一般住宅建設のため転用となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第4号「土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出について」の件を議題といたします。
議案第4号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
「土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出」について審議を求めます。
平成26年4月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
平成26年1月8日付けで公告のあった道営土地改良事業に係る農地以外の土地について、土地改良事業に参加するための申出書が提出されましたので、受理の審議をいただくものです。
審議の資料として、申出書及び対象地について地図を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第5号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第5号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
平成25年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、前回の協議会で内容等ご審議いただきました原案のとおり決定するものを審議いただくものです。
なお、この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成21年の農林水産省「農業委員会の適正な事務実施について」通達にあり、取り組むことになっております。

議 長 これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、
全て終了いたしました。

第34回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問2件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後4時25分

上記第34回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成26年4月7日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____